

第2期

松山市子ども・子育て支援事業計画

(案)

第5章：地域子ども・子育て支援事業等

令和元年8月時点

第5章 地域子ども・子育て支援事業等

1 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(1)教育・保育提供区域の設定

松山市が策定している「地域福祉計画」と「都市計画マスタープラン」にて設定している圏域等を参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

■教育・保育提供区域

区域名	面積(k㎡)	人口(人)	未就学児童数(人)	幼稚園数(園) ※1	幼稚園定員数(人) ※1	保育所数(園)	保育所定員数(人)	待機児童数(人)	保育所入所待ち児童数(人)
①中心部	17.91	124,727	5,294	19	2,029	34	2,527	7	97
②北東部	96.94	38,906	1,778	5	561	5	289	0	4
③東部	42.43	73,940	3,981	10	1,367	15	815	7	64
④南部	59.36	78,697	4,228	14	2,523	20	1,587	1	88
⑤西部	24.10	82,526	4,677	7	2,143	13	921	15	70
⑥北西部	17.22	28,125	1,015	5	652	7	505	2	3
⑦北部	31.62	54,430	2,762	10	628	17	877	1	12
⑧北条	102.13	26,648	999	4	370	10	544	0	0
⑨中島	37.35	3,650	32	1	10	1	31	0	0
合計	429.06	511,649	24,766	75	10,283	122	8,096	33	338

平成31年4月1日現在

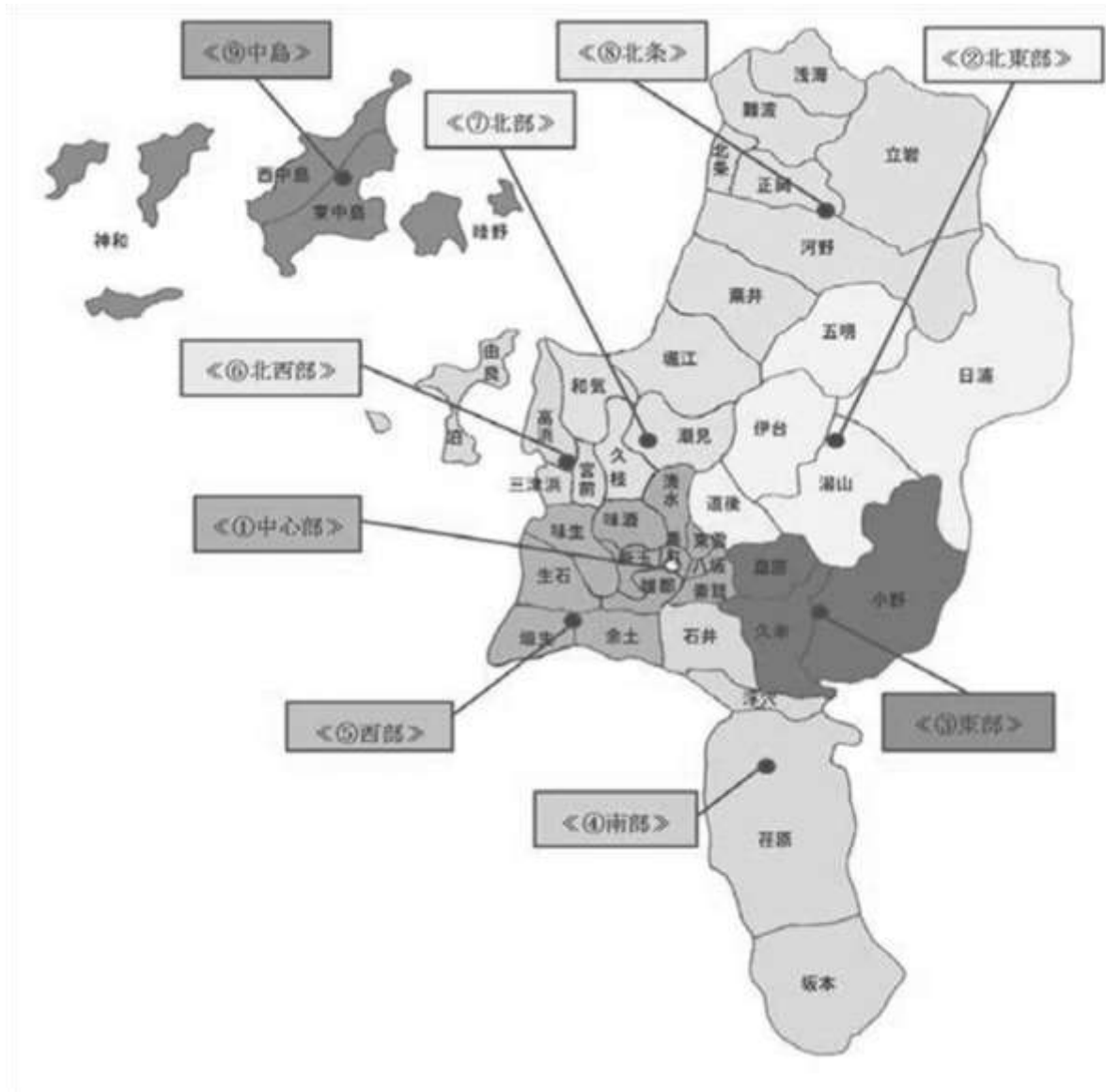
※1の事項については、令和元年5月1日現在

幼稚園・保育所数及び幼稚園・保育所定員は、公私合計及び認定こども園（地方裁量型を除く）部分を含む

■地区別教育・保育提供区域

区域名	地区							
	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水
①中心部								
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	粟井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				

■ 地区別教育・保育提供区域地図



(区域設定の際の参考)

★ 地域福祉計画【圏域数:10】

(圏域の設定)

福祉等の公的機関や事業者等が地域住民等と連携、協働し、福祉サービスの提供が行われるよう設定したもの

★ 都市計画マスタープラン【圏域数:9】

(地域区分の設定)

合併前の旧市町界等の社会的圏域、日常的なサービス拠点等への人の流動を考えた、地域のつながり、地形や市街地のまとまり等を考慮し設定したもの

(2)量の見込みと確保方策及び実施時期

◆◆量の見込みと確保方策

設定した9つの区域ごとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策を設定します。また、それぞれ認定区分(1号～3号)ごとに設定します。

設定区分	備考
1号	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

◆◆保育利用率

(教育・保育部会で審議)

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1)提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

◆◆地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	市内全域(市内1区域)
④子育て短期支援事業	市内全域(市内1区域)
⑤乳児家庭全戸訪問事業	市内全域(市内1区域)
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域(市内1区域)
⑦地域子育て支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑧一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
⑨病児・病後児保育事業	市内全域(市内1区域)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	市内全域(市内1区域)
⑪妊婦一般健康診査事業	市内全域(市内1区域)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内1区域)
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市内全域(市内1区域)

(2)量の見込みと確保方策**①利用者支援事業**

(教育・保育部会で審議)

②延長保育事業

(教育・保育部会で審議)

③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、専用施設の増設などを行い、量と質の向上に取り組みます。

単位：人

		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み		5,829	6,025	6,212	6,323	6,439	5,344
内訳	小学1年生	1,854	1,855	1,918	1,913	1,961	
	小学2年生	1,674	1,739	1,740	1,804	1,800	
	小学3年生	1,201	1,298	1,349	1,352	1,401	
	低学年計	4,729	4,892	5,007	5,069	5,162	
	小学4年生	701	714	773	800	804	
	小学5年生	278	292	300	325	332	
	小学6年生	121	127	132	129	141	
	高学年計	1,100	1,133	1,205	1,254	1,277	
合計		5,829	6,025	6,212	6,323	6,439	
②確保の内容		5,829	6,025	6,212	6,323	6,439	
②-①		0	0	0	0	0	

④子育て短期支援事業

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後も子育て情報サイト等で周知に努め、利用を促進します。

単位：人日

		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み		518	511	504	498	491	425
②確保の内容		518	511	504	498	491	
②-①		0	0	0	0	0	

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員(母子保健推進員等)が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には継続して支援が届けられるよう、訪問員のスキルアップに努め、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	3,629	3,582	3,535	3,489	3,444	3,677
②確保の内容	3,629	3,582	3,535	3,489	3,444	
②-①	0	0	0	0	0	

⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

若年妊婦、未健診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、さまざまな理由で養育支援が必要でありながら自主的に支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。

また、松山市要保護児童対策地域協議会を設置し、学校や保育所、医療機関などさまざまな関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化する子どもや家庭の問題に適切に対応します。

単位:人

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	2,319	2,395	2,473	2,553	2,636	2,246
②確保の内容	2,319	2,395	2,473	2,553	2,636	
②-①	0	0	0	0	0	

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

単位:人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	115,521	115,521	115,521	115,521	115,521	115,521
②確保の内容	31か所 115,521	31か所 115,521	31か所 115,521	31か所 115,521	31か所 115,521	
②-①	0	0	0	0	0	

⑧一時預かり事業

(教育・保育部会で審議)

⑨病児・病後児保育事業

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設(医療機関)で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

単位:人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	5,530	5,530	5,530	5,530	5,530	5,372
②確保の内容	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	
②-①	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	

⑩ファミリー・サポート・センター事業

子育てに関し、「援助を受けたい方(依頼会員)」と「援助を行いたい方(提供会員)」両者のあつ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。

単位:人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	7,992	7,884	7,776	7,680	7,584	8,092
②確保の内容	7,992	7,884	7,776	7,680	7,584	
②-①	0	0	0	0	0	

⑪妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査(一部公費負担)を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。母子健康手帳交付時に、保健師が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。

単位:人日

	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)	参考 平成30年度
①量の見込み	3,688	3,640	3,593	3,546	3,500	3,737
②確保の内容	3,688	3,640	3,593	3,546	3,500	
②-①	0	0	0	0	0	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

（教育・保育部会で審議）

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（教育・保育部会で審議）

3 子ども・子育て支援の推進方策等

(1)教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(教育・保育部会で審議)

(2)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

(教育・保育部会で審議)

(3)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

①児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じての相談や、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、子どもを守るネットワークである要保護児童対策地域協議会により、関係機関との連携強化を図ります。

- ・【2-1】養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・【2-1】子ども総合相談、家庭・子育て相談、妊婦一般健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業
- ・【3-1】1歳6か月健診、3歳児健診、すくすく相談、5歳児相談、乳児一般健康診査、予防接種
- ・【8-1】要保護児童対策事業

②ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

- ・【8-2】「ひとり親家庭の自立支援の推進」全般

③障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等さまざまな障がいの早期発見、早期支援に努めます。

- ・【8-3】「障がい児施策の充実」全般

(4)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分

野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

- ・【6-1】「多様な働き方の実現及び働き方の見直し等」全般

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

- ・【1-1】「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実」全般
- ・【2-1】児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）、ファミリー・サポート・センター事業